

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七号

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

を

短期	住宅リフォーム科 溶接加工科 住宅リフォーム科
一年	二〇人
一年	若干名
一年	若干名
若干名	若干名
若干名	二〇人

に、

短期	建築科 溶接加工科 建築科
一年	二〇人
一年	若干名
一年	若干名
若干名	若干名
若干名	二〇人

を

短期	建築インテリア科 溶接加工科 建築インテリア科 OAビジネス科
一年	二〇人
一年	若干名
一年	若干名
六月	四〇人
若干名	若干名
若干名	四〇人

に改める。

短期	建築科 溶接加工科 建築科
一年	二〇人
一年	若干名
一年	若干名
若干名	若干名
若干名	二〇人

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。